

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
1	1	1	1	本業務内容に関する法務省様と、公募への応募者との契約内容としては、本仕様書の内容以外には想定されていないという理解でよいでしょうか。本業務内容に伴い法務省様との契約内容に付記したい事項がある場合は、ご提案の中で、内容を指定させていただければよろしいでしょうか。	公募公告時には本仕様書とあわせて、事業者と矯正局長が締結する総括協定書（案）及び事業者と各矯正施設の長が締結する協定書（案）を提示します。
2	1	23	2－ (2)	訓令第12条第2項に定める矯正局長の認可による物品等については、どのような先例がありますか。また、事業者の提案により同条に定める物品を販売することは可能でしょうか。	被收容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令第12条第2項の規定により認可された物品としては、冷却シート（身体に貼付するもの）等がありますが、同項の規定による認可上申は、刑事施設の長が特に必要があると認める場合に行うものであり、事業者から提案があったことをもって認可上申することは想定しておりません。 なお、当局に対し訓令に定めのない物品について御提案があれば、対応の可否について検討いたします。
3	2	6	3	公募の対象となる業務内容として、「自弁物品等の販売業務」、「被收容者に自弁物品等を販売すること」、「差入品の販売業務」「差入人に対し、差入品を販売すること」との記載がございます。これらの点に関して、自弁物品等の販売業務及び差入品の販売業務について、公募への応募者とは異なる第三者が、被收容者または差入人との間で売買契約を締結し売主となり、当該応募者は売主とならないというスキームを提案する場合でも、今回の仕様書と抵触するものではないという理解でよいでしょうか。もし抵触する場合には、当該スキームも許容いただけますよう仕様書を修正いただきたく存じます。	事業スキームのご提案に当たっては、事業の安定的な運営に支障を来すおそれがないものである必要があります。例えば、本事業の応募者が業務の全部を一括して第三者に委託することや、業務の大部分又は主要な部分を正当な理由なく第三者に委託することは、業務の効率性が損なわれるおそれがあることから原則として不適切と考えますが、業務の主要な部分を応募者において履行し、業務の一部を再委託することを一律に妨げるものではありません。 なお、本事業で公募する指定事業者は、被收容者又は差入人と売買契約を締結し物品の売主となることが想定されており、一者単独でも共同事業者でも応募可能ですが、共同事業者の場合は少なくとも応募グループの中の一者が指定事業者として売買契約を締結し物品の売主となることが想定されます。
4	2	6	3	「自弁物品等の販売業務」、「差入品の販売業務」、「職員等に物品を販売する「庁舎売店」の運営」について、その販売業務及び売店運営業務について幅広く、公募への応募者から他の第三者に委託することは、仕様書に抵触するものではないという理解でよいでしょうか。仮に広範囲の委託が認められるとした場合に、当該第三者が全省庁統一資格などを保有している必要はないという理解でよいでしょうか。	前段について、本事業の全部を一括して第三者に委託することや、業務の大部分又は主要な部分を正当な理由なく第三者に委託することは、業務の効率性が損なわれるおそれがあることから原則として不適切と考えますが、例えば、業務の主要な部分を応募者において履行し、業務の一部を再委託することを一律に妨げるものではありません。 なお、後段について、全省庁統一資格の保有は義務付けはいたませんが、事業の安定的な運営に支障を来すおそれがないものである必要はあります。
5	2	6	3	「自弁物品等の販売業務」、「差入品の販売業務」、「職員等に物品を販売する「庁舎売店」の運営」について、その販売業務及び売店運営業務の一部を第三者に委託する場合は、仕様書に抵触しますでしょうか。	本仕様書（案）の業務の一部を再委託する際は、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性について記載した書面をあらかじめ提出いただき、適当と認められる場合には承認を行うことを想定しています。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
6	2	6	3	<p>公募への応募者の提案内容として、「自弁物品等の販売業務」、「差入品の販売業務」、「職員等に物品を販売する「庁舎売店」の運営」の業務を、販売、配送などごとに複数の他の業者に委託する内容としても、仕様書には抵触しないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>再委託を行う業務の範囲ごとに別々の再委託の相手方に関する承認の申請を提出することは差し支えありませんが、事業の安定的な運営に支障を来すおそれがないものである必要があります。</p>
7	2	7	3- (1)	<p>被收容者との間で売主が締結する商品の売買契約の内容については、一般の小売店等や電子商取引で採用されている契約内容と大きく異なる範囲内で、被收容者に同意いただく契約内容を、応募者の提案の中で提案させていただくということでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
8	2	15	3- (2)	<p>差入人との間で売主が締結する商品の売買契約の内容については、一般の小売店等や電子商取引で採用されている契約内容と大きく異なる範囲内で、差入人に同意いただく契約内容を、応募者の提案の中で提案させていただくということでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
9	2	18	3- (3)	<p>「職員等に物品を販売する「庁舎売店」の運営」に関して、公募への応募者とは異なる第三者が購入者との間で売買契約を締結し売主となり、当該応募者は売主とならないというスキームを提案する場合でも、今回の仕様書と抵触するものではないという理解でよいでしょうか。もし抵触する場合には、当該スキームも許容いただけますようお願いいたします。</p>	<p>本仕様書（案）の業務の一部を再委託する際は、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性について記載した書面をあらかじめ提出いただき、適当と認められる場合に承認を行うことを想定しており、「庁舎売店」の運営業務を第三者に委託することを妨げませんが、再委託は全て応募者の責任において行うものであり、事業の安定的な運営に支障を来すおそれがないものである必要があります。</p>
10	2	18	3- (3)	<p>庁舎売店の運営については、「各矯正施設の長と協議の上で了承を得られたものについて、実施すること」とされていますが、これは原則売店を設置するという趣旨でしょうか。あるいは、事業者において職員数、施設の立地条件、面会人を含む外来者数、採算性等を総合的に勘案し、売店を設置することが適当と判断したものに限りて各矯正施設の長と協議するという趣旨でしょうか。</p>	<p>庁舎売店の運営は、次期事業における必須業務ではなく事業者の提案による業務ですので、前段に記載のような売店設置を原則として求める趣旨ではありません。後段については、原則として貴見のとおりですが、事業者から売店設置の提案があった場合であっても、個別の矯正施設の長が別の事業者を指定するなどした場合、同施設における売店の設置は行わないことがあります。</p>

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
11	2	18	3 - (3)	売店（有人・無人）、食品自販機を検討するにあたり、現在運営されている売店売上をご教示ください。	公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。
12	2	23	4	業務履行期間：5年間となっておりますが、履行期間終了時点で再度公募により新運営事業者が決まるのでしょうか、または業務上問題がない場合は再度5年間の延長にはなりませんでしょうか。	業務履行期間の終了時期を勘案し、適当な時期に改めて公募を実施した上で、次の事業者を決定することを想定しています。
13	2	32	5 - (2)	令和8年4月1日以降、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターについては、新たに本業務の履行場所となる旨記載されていますが、島根あさひ社会復帰促進センターについては、現在同センターが独自に開発したkiosk端末による業務処理を行っていると聞いています。既存システムは用いないこととなると理解してよろしいですか。	確認の上、必要があれば仕様書を修正します。
14	3	7	5 - (3)	矯正施設の新設及び移転も想定されていますが、仮に新設または移転された当該施設への配送対応が困難な場合には、当該施設は本業務内容の対象外とできるということによいでしょうか。	例えば、へき地や離島など配送が困難な地域に施設が新たに追加される場合には、貴見のとおりです。
15	3	16	6 - (3)	別紙4 No. 267-273の品目：洗浄剤について、具体的に何に対する洗浄剤、安定剤、保管用品を指していますでしょうか。入れ歯に対する洗浄剤、安定剤、保管用品と推測していますが、別紙記載の情報では正しい判断がつかないためご教示いただきたく存じます。	今後の仕様書別紙作成等の参考にさせていただきます。 なお、貴見のとおり、仕様書別紙4のNo. 267～No. 270は入れ歯洗浄剤を、No. 271～No. 272は入れ歯安定剤を、No. 273は入れ歯保管容器をそれぞれ指します。
16	3	16	6 - (3)	別紙4で提示された各品目について、仕様書公示の際は別紙の一覧表に製品用途などの補足情報を追記頂き、事業者側の商品選定で齟齬が起きないように追加情報を明記頂きたく存じます。（例：入れ歯用洗浄剤）	今後の仕様書別紙作成等の参考にさせていただきます。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
17	3	16	6－ (3)	仕様書においては、取り扱いを必須とする物品の指定はされておらず、公募への応募者による提案の中で、取り扱いを行う物品の品目は決定可能という理解でよいでしょうか。	事業者には仕様書に掲げる訓令に規定された物品の取扱いをお願いする前提で、個別の品目（型番）については貴見のとおりです。なお、本仕様書（案）の趣旨に鑑み、提案書審査においては、幅広い品目を取扱い可能かどうか審査を行う予定です。
18	3	19	6－ (4)	「全国統一取扱物品リスト」および施設の長が選定した施設ごとの「取扱物品リスト」の提出等の方法について、オンライン上での提出等は可能ですか。	合理的な提出等の方法であれば可能と考えていますが、具体的な対応については協議によります。
19	3	19	6－ (4)	全国統一取扱物品の具体的な仕様・規格について、各矯正施設での取扱いに支障を生じるような商品としては、こういったものが想定されますか。	<p>取容の確保及び被収容者の適切な処遇の実施を図る矯正施設の設置目的に鑑み、例えば以下の特徴を持つ物品に関しては、別の同等品の方が望ましいとされることが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丈夫なひもが付属し又は伸縮性が高い衣類等や乾燥機を使用できない衣類等</li> <li>・頑丈な金具や留め具が付属している商品</li> <li>・アルコール類を含むシェービングクリーム、制汗剤などの衛生用品</li> <li>・誤飲のおそれがある乾燥剤などを含む嗜好品</li> <li>・分解して容易に凶器等に改造できる部品を含む商品</li> </ul> <p>なお、具体的な商品は、事業者の決定後、個別に協議の上で決定されることを想定しています。</p>
20	4	22	6－ (7)－ ア	「微細な外装の変更など軽微な改定の場合を除き、あらかじめ矯正局の承諾を得ること。」とされていますがオンライン販売においては、商品リニューアルの際は順次新しい仕様に置き換わる運用が一般的であり、一定期間は新旧仕様が混在することがございます。また、商品入替も状況によるため明確にお伝えすることができません。オンライン販売における通常オペレーションを許容いただけますよう、当該箇所を以下の通り修正頂きたく存じます。「業務履行期間中に全国統一取扱物品等の仕様、価格等を改定するときは、内容物に変更のない外装の変更など軽微な改定の場合及び購入者にとって有利となる改定の場合を除き、あらかじめ矯正局の承諾を得ること。」	商品の通常の流通過程における新旧仕様の混在は差し支えないと考えていますが、具体的な対応については協議によります。
21	4	31	6－ (7)－ ウ	「物品の価格については、可能な限り低廉となるよう努め、同一品又は類似品の市場価格から大きくかい離れた金額としないこと。」とありますが、すべてあるいは一定額の運送費を商品価格に転嫁し、全国統一価格とすることは可能か、教示願います。	可能です。ただし、その場合であっても「同一品又は類似品の市場価格から大きくかい離れた金額としない」ような価格設定とすることを想定しています。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
22	5	1	6- (7) - オ	以下の記載箇所において「可能な限り」とは、公募への応募者である事業者の判断において、当該事業者の通常のオペレーションにて、仕入れが困難であったり、当該商品の取り扱いが経済的に見合わなかったり、メーカーによる商品リニューアルやキャンペーンでの一時的な変更があったりしたことから仕様の統一ができない場合などは、「可能な限り」の仕様統一を行っているという理解でよいでしょうか。 「物品の仕様（色、形状、サイズ、内容量、品質等）及び価格については、可能な限り、全国の矯正施設において統一した上で、業務期間中、継続的に提供すること。」	貴見のとおりです。
23	5	4	6- (7) - カ	サイズの種類が複数ある物品については、仕様および価格が実質的にほぼ同じであれば、同一または他メーカーの同等品を提供して良いことになっているが、当該同等物の提供の場合には「6-（7）-ア」のうち「軽微な改定の場合」にあたり、矯正局や施設側の個別の承諾を得る必要はないということでしょうか。	元の物品と同等品の仕様の差がどの程度か、ケースバイケースではありますが、少なくとも価格が変更になる場合、矯正局の承諾を得る必要があると考えます。
24	5	14	7- (1) - ア	「利用者のニーズに合った物品の販売及びサービスの提供」とあるが、事業者が直接利用者のニーズ等を聴取、確認する方法はないと考えられるため、事業者において利用者アンケート等を実施し、ニーズの把握に努めることとして差し支えないでしょうか。	これまでに、本事業全体として実施したようなアンケートはありませんが、事業者決定後であれば、基本的には事業者からの提案によるものと考えます。
25	5	16	7- (1) - イ	連絡を受けるための「対応窓口」の設置について記載されているが、一般的なコールセンターのほかAIチャットシステム等を利用した対応することは差し支えないでしょうか。	本事業の運営に支障が生じないような仕組みであれば、差し支えありません。
26	5	18	7- (1) - ウ	立会いの要否は事業者にはわかりませんので、以下のとおり、事前に施設長様よりご連絡をいただいた場合に協議させて頂く形に仕様書を修正いただきたく存じます。 「物品納入等に当たっては、矯正施設の職員が立ち会う場合があるので、事前に矯正施設の長から連絡を受けたときには、事業者は、納入の日時、方法等について各矯正施設の長とあらかじめ協議すること」	今後の仕様書作成等の参考にさせていただきますが、納品時に各矯正施設の職員が立ち会うのが一般的であり、納入の日時、方法等については、事業者と各矯正施設の長が締結する協定書（案）において明確化することを想定しています。
27	5	23	7- (1) - オ	原則として、矯正局及び各矯正施設の長は、納入物品に関する苦情又は問い合わせは関与しないとありますが、一方、民間事業者が被収容者と直接対面して対応することもないとされていますが、苦情等の事実確認及びクレーム内容の特定はいつ誰がどの様に対処されるのか教示願います。	納入物品に関する苦情又は問合せに係る処理方法について、矯正局及び各矯正施設の長は、原則として関与しませんが、苦情の内容については、各矯正施設から事業者宛てに連絡がなされることは想定されます。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
28	5	32	7－ (1)－ キ	事業者側の各種手数料の負担には、自弃物品の購入費用を各矯正施設が支払う際の銀行振込手数料が含まれる認識ですが、物品価格を可能な限り低廉となるよう努めるためにも、各施設からの振込回数について上限を設けて頂き事業者負担を抑える必要がございます。自弃物品の購入費用を各矯正施設が支払う振込回数の上限としては各施設毎に月2回まで（預託金と保管金でそれぞれ各1回想定）とするものとして、仕様書を修正いただきたく存じます。	今後の仕様書作成等の参考にさせていただきますが、事業者の銀行振込手数料が可能な限り少なくなるよう、検討しています。
29	5	32	7－ (1)－ キ	受発注端末、LANケーブル、受発注システムソフトは事業者側で準備するのでしょうか。	仕様書（案）記載のとおり、本業務の履行に係る諸経費として、原則として全て事業者負担となりますが、インターネットに接続されたパソコンはあるため、具体的には今後の協議によります。
30	5	32	7－ (1)－ キ	設備関連の費用負担区分表のご開示をお願いします。	仕様書（案）記載のとおり、本業務の履行に係る諸経費は、原則として全て事業者負担となります。例えば自動販売機を設置いただく場合、同設置に伴う費用、付随して要するメーター等の設置費用、光熱水費等は、全て事業者負担とすることを想定しています。
31	5	32	7－ (1)－ キ	発注システムの初期投資を補助していただくことはできないでしょうか。	仕様書（案）記載のとおり、本業務の履行に係る諸経費は、原則として全て事業者負担となるため、国による初期投資の補助等は想定していません。
32	5	32	7－ (1)－ キ	送料、各種手数料とありますが、各種手数料とはどのようなものが想定されますか。	主に振込手数料を想定していますが、仕様書（案）記載のとおり、本業務の履行に係る諸経費は、原則として全て事業者負担となります。
33	6	2	7－ (2)	被收容者からの物品購入希望については、各矯正施設の長が、調達依頼を事業者に対して行うものと理解しておりますが、被收容者様の同意状況については事業者側からは確認困難です。被收容者からの依頼を「代理して」施設長様が発注するものであることについては、矯正施設様がその事実関係を保証いただけるということによいでしょうか。	被收容者の意思確認に必要な手続については、国側で責任を持って行うことを想定しています。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
34	6	2	7- (2)	被収容者からの物品購入希望については、各矯正施設の長が、調達依頼を事業者に対して行うものと理解しておりますが、当該施設職員が「矯正施設向け購入用Webサイト」にアクセスする際の利用規約は、一般の電子商取引で採用されている契約内容と大きく異なる範囲内で、応募者にて、定められるという理解でよいでしょうか。	協議によりますが、基本的には事業者の提案によるものと想定しています。
35	6	9	7- (2) - ア- (ア)	六ヶ月間はある程度安定した価格であることと記載がありますが、変動することが決まった際に何日前迄に告知をする必要があるなど、定めがありますか。	具体的には、今後の協議によります。 なお、現事業では、運用上、原則としておおむね1か月前までに御連絡を受ける形となっています。
36	6	20	7- (2) - ア- (イ)	「このとき事業者は矯正施設向け購入用ウェブサイトを設けるなど、各矯正施設における事務負担の軽減及び誤発注の防止に資する合理的な発注方法を提案すること。」とありますが、事業者が提案した発注方法により、各施設の国職員が発注するという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、事務負担の軽減及び誤発注の防止に資する合理的な発注方法の具体例としては、仕様書（案）別紙5業務フロー図の「1 自弃物品の販売（例）」及び「2 書籍及び雑誌の販売（例）」に記載のとおり、データをインポートすることなどにより、1点ずつ商品を入力しなくても購入申込みができる機能を備えたものなどが挙げられます。
37	6	30	7- (2) - ア- (ウ)	「各矯正施設の長が指定した場所に納品する」とされていますが、納品場所に関しては各施設毎に指定された場所一箇所に一括納品を行い、各工場や寮、居室など複数箇所への配送は行わない想定となり、指定場所への納品が困難な場合があります。そのため、当該箇所を以下のとおり仕様書を修正いただきたく存じます。 「各矯正施設の長が物品調達依頼の際に指定し、事業者が応諾した場所に納品する」	納品場所については、事業者と各矯正施設の長が締結する協定書（案）において明確化することを想定しています。なお、事業者の方には納品に際して、原則としていわゆる戒護区域（工場、寮、居室など被収容者の日常的な行動区域）内に入って頂くことは想定しておらず、一般的な商慣習から逸脱した納品場所の指定は行わない想定です。
38	6	30	7- (2) - ア- (ウ)	各矯正施設長依頼物品に関しての指定送付先は、矯正施設内の指定場所との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
39	6	30	7- (2) - ア- (ウ)	発注してから納品迄のリードタイムが極めて短い場合など、発注内容によっては対応出来ないケースが懸念されるところ、事業所、商品特性等を踏まえて個別にご相談可能でしょうか。	個別の対応は可能であり、具体的には今後の協議によります。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
40	6	33	7- (2) - ア- (エ)	各施設の物品保管方法（冷凍庫・冷蔵庫設置）はどのようになっていますか、また冷蔵・冷凍庫が設置していない場合は事業者負担で設置するのでしょうか。	自弃物品等の販売業務及び差入品の販売業務では、納品後の物品の保管等は国の責任で行うため、必要に応じて国の負担で冷蔵・冷凍庫を設置します。 庁舎売店の運営業務では、販売する商品の保管は事業者負担となり、具体的には今後の協議によります。
41	6	33	7- (2) - ア- (エ)	自弃物品、差入品の現在の請求方法をご教示ください。	現事業では、事業者から各矯正施設の会計機関宛てに請求書を発行しています。次期事業における具体的な方法は、協議によります。 なお、差入品は発注者（差入人）個々への請求となり、事業者・差入人間の金銭（電子マネーを含む。）のやり取りについて、国の関与を想定していません。
42	6	33	7- (2) - ア- (エ)	自弃物品、差入品の請求方法ですが、発注者個々でなく、各施設様への一括請求は対応可能でしょうか？	自弃物品においては矯正施設ごとの請求を予定しています。 なお、差入品は発注者（差入人）個々への請求となり、事業者・差入人間の金銭（電子マネーを含む。）のやり取りについて、国の関与を想定していません。
43	7	1	7- (2) - イ	書籍等の販売業務において、書籍の価格については再販価格商品であることを考慮し、定価販売とする、という理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
44	7	2	7- (2) - イ- (ア)	「各施設の長は、被收容者から書籍等の購入申込みがあったときは、これを取りまとめ、事業者に書籍等の調達を依頼する。このとき、事業者は、購入用ウェブサイトを設置するなど、各矯正施設における事務負担の軽減及び誤発注の防止に資する合理的な発注方法を提案すること。」とありますが、願箋での書籍等の購入申込みにおいても、各施設で取りまとめて頂き、事業者が提案した発注方法により、発注は各施設の国職員が行うという認識で宜しいでしょうか。	基本的には貴見のとおりですが、具体的には今後の協議によります。
45	7	2	7- (2) - イ- (ア)	書籍には様々な書類があり、発注にあたっては書籍の特定を国職員において特定するものと理解しておりますが、納品後に購入希望者から、希望した書籍と異なる（ハードカバー、文庫本、月刊誌等の号数違いなど）ことを理由に返品、交換等を要求された場合、国職員において対応するという理解で宜しいでしょうか。	基本的には、国側でも発注時における書籍特定に努めており、事業者には発注内容に対する誤納品があれば、対応を求めることを想定しています。 なお、仕様書（案）別紙5業務フロー図の「2 書籍及び雑誌の販売（例）」に記載のとおり、データのインポート等を効果的に活用することで、誤発注・誤納品の防止に資するような提案を求めたいと考えます。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
46	7	17	7－ (3)－ ア	「本業務で想定される業務実施手順は、別紙5「業務フロー図」のとおりであるので参考にされたい。」とありますが、差入れ品購入用Webサイト作成を提案した場合、差入人がWebサイトへアクセスするため、現状各施設におけるインターネット環境の有無、有の場合、有線あるいは無線を教示願います。	差入人のためのインターネット環境は存在しません。 なお、各矯正施設の職員のみが使用するインターネット環境という意味では、有線又は無線での環境は、小規模施設においても、少なくとも1台はインターネットに接続されたパソコンがあります。
47	7	17	7－ (3)－ ア	「本業務で想定される業務実施手順は、別紙5「業務フロー図」のとおりであるので参考にされたい。」とありますが、差入れ業務において端末を使用した場合、これらの機器の管理について（機器を常設する場合は、行政財産の使用料及び電気料についても）はどの様にお考えですか。物品管理について、判断の根拠となる法令を踏まえて教示願います。	現時点では、差入業務に係る機器の管理は事業者において実施することを想定しており、国有財産使用料及び電気料等についても事業者負担とすることを想定しています。
48	7	31	7－ (3)－ ア (ウ)	「各施設の長は、数量の確認及び外観の検査を実施し、関係法令等に照らし当該差入人が購入した物品を被収容者に差入れすることが相当であることを確認した後、被収容者に差し入れられた物品を引き渡す。」とありますが、現状の郵送差入に加えて、Webサイトから購入された差入品が配送されることにより、物品の増加が想定され、施設受取り後、確認に時間を要した場合、特に賞味期限のある食品は腐食等が懸念されますが、そういった苦情、トラブルについては国の職員が対応するという理解で宜しいでしょうか。	基本的には貴見のとおりであり、国側の処理に明確な遅延があったと認められる場合には、国側での対応になるものと考えます。
49	8	5	7－ (3)－ イ (ウ)	以下について、「必要な情報」とは何になりますでしょうか。差入人の個人情報を提供することになると推察しますが、差入人にはあらかじめ当該情報提供につき同意いただく想定でよいでしょうか。 「事業者は、同手続等に必要な情報を各矯正施設の長に提供すること。」	後段については貴見のとおりであり、その内容は協議によりますが、例えば、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第18条第1項各号に掲げる事項のうち差入人の氏名、生年月日、住所、電話番号並びに交付の相手方である被収容者の氏名及びその者との関係などの情報が想定されます。
50	8	11	8－ (1)	納入頻度や納入日時について、各矯正施設の長との協議を、オンライン上での日時指定、通知等により行うことは可能でしょうか。	可能です。御質問に関しては、今後の仕様書作成等の参考にさせていただきます。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
51	8	11	8－ (1)	注文に対する納品が複数個口となり複数日に跨る可能性がございます。あらかじめ施設側にその納品形態を許容頂く必要がございますので、当該納品形態を許容頂く形に仕様書を修正頂きたく存じます。	状況に応じて、注文に対する納品が、複数日にまたがる複数個口となるのは差し支えありません。御意見に関しては、今後の仕様書作成等の参考にさせていただきます。
52	8	34	9－ (1)	職員等に物品を販売する「庁舎売店」（無人で運営する売店等を含む）の運営提案については、地域や施設によって提案内容を変える事は可能でしょうか。例えば、施設によっては自販機の設置のみを提案することは可能でしょうか。	可能です。ただし、御提案いただいたもののうち、各矯正施設の長と協議の上で了承を得られたものについてのみ実施可能とすることを想定しています。
53	8	34	9－ (1)	各施設に設置の自販機（飲料・食品・その他）の台数および売上をご教示ください。	公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。
54	8	34	9－ (1)	飲料自販機の設置メーカー、およびフォロー業者をご教示ください。	現事業者の事業ノウハウに該当する内容であり、お示しする予定はありません。
55	8	34	9－ (1)	矯正施設において今回の物品販売以外の業務（清掃等）を含めた提案は、可能でしょうか。	事業範囲の変更は予定していません。ただし、本事業とは別に、各矯正施設において公募等している事業はありますので、各矯正施設にお問い合わせ下さい。
56	8	34	9－ (1)	各矯正施設毎に飲料自販機設置台数、食品自販機設置台数、売店（有人・無人別）設置一覧はございますでしょうか。	公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
57	8	34	9－ (1)	庁舎売店（無人売店を含む）を全国均一設置が必要条件でしょうか。	仕様書（案）記載のとおり、庁舎売店は必須業務としていないことから、基本的には事業者の提案によります。 なお、現事業において庁舎売店の設置があったのは、主に刑事施設（本所）であり、少年院及び少年鑑別所には設置はありません。
58	9	6	9－ (2)	「被収容者の改善更生及び再犯防止並びに犯罪被害者支援」に関する提案とは、具体的にどのようなものが想定されますか。	被収容者の改善更生に資する活動に対する援助、被収容者及び刑務所出所者等に対する職業訓練等の機会の提供などの就労支援等の取組、犯罪被害者等の権利利益の保護に資する広報啓発活動に対する援助などが想定されますが、具体的には提案によります。
59	9	8	9－ (3)	「地域活性化に資する活動及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資する活動」に関する提案とは、具体的にどのようなものが想定されますか。	「地域の活性化に資する活動」については地域ボランティアへの参加、地場産業製品の販売、地元企業との連携などが、「環境への負荷の少ない…活動」についてはリサイクル物品及び詰め替え物品の販売など、廃棄物の発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）の取組、温室効果ガス削減・省エネルギー推進など環境に配慮した取組などが想定されますが、具体的には提案によります。
60	9	14	9－ (5)	「国有財産部局長が提示する使用料を支払う」とされていますが、使用料は、どのように定められますでしょうか。当社として、当該使用料の金額を受け入れられない場合には、国有財産の使用を前提としたご提案の業務内容を中止することは可能という理解でよいでしょうか。	国有財産使用料については、所在地、面積などに応じて各種法令等に基づき算定されます。また、後段については基本的には可能ですが、例えば差入品販売業務の全面的な中止につながるような場合には、何らかの代替的な方法による業務継続を求めることになるものと考えます。
61	10	16	1 1	「利益率」については、ビジネス上の秘密情報である「事業者のノウハウに関する事項」ですので非公開であり、その他の者には開示されないという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
62	10	16	1 1	「利益率」の報告については、ビジネス上の秘密情報である「事業者のノウハウに関する事項」ですので、開示が困難な場合もあろうかと存じます。そのため、「利益率（または当該事業者による販売価格と市場価格との差異及び当該差異が生じている理由）…について…報告する」という形に仕様書を修正いただきたく存じます。	必ずしも利益率に限りませんが、事業期間中、事業の安定的な運営がなされているかどうかを確認するために必要と思われる事項の報告を求めます。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
63	10	16	1 1	自弁物品等の販売業務及び差入品の販売業務について、公募への応募者とは異なる第三者が、被收容者または差入人との間で売買契約を締結し売主となり、当該応募者は売主とならないスキームを採る場合、当該業務年度における矯正施設ごとの具体的な実施業務、総売上げ、利益率、それぞれの品名の売上状況及び国有財産使用料についての報告は各販売業務の売主における実績を報告するものとの理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
64	10	16	1 1	物品販売事業推移表に記載されている売上のうち、食品・非食品の割合をご教示ください。	公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。 なお、一般的に、拘置所は食品の割合が高く、刑務所は非食品の割合が高い傾向にあります。
65	10	29	1 2	現行の物品販売契約において、一部の矯正施設では、各矯正施設の長が地元事業者等と別途契約を締結していると聞いておりますが、その契約における各施設の売上の内訳について直近3ヶ年分、教示願います。	地元事業者等と別途契約を締結している状況については、公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定していますが、その売上げについては、お示しする予定はありません。
66	10	29	1 2	上述にて、本年度契約においても当該状況（一部の矯正施設で、各矯正施設の長が地元事業者等と別途契約を締結していること）が継続することを認める場合、それらのことが次期事業の契約全体に与える影響をどの様にお考えか教示願います。	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律等において、被收容者の自弁物品・差入品販売に係る事業者の指定は、各矯正施設の長に権限があります。お示しの状況が継続した場合、次期事業に与える影響はないものと考えます。 なお、大部分の刑事施設において、本事業で選定された全国統一の事業者を指定事業者としています。
67	10	29	1 2	庁舎売店業務及び自販機業務等について、業務契約を変更（解除を含む。）した事例があれば教示願います。	「業務契約の変更」の示す範囲が不明確ですが、全国的に庁舎売店業務又は自販機業務等を中止・終了するなど、業務を大幅に変更するような場合には、矯正局と事業者間の協議によって決定するものと考えます。
68	10	29	1 2	未決拘禁者には、刑事訴訟法に基づく接見禁止や物品の授受の制限があるものと承知していますが、令和2年契約に係る現行契約期間中に全国で発生した接見禁止等に係る施設別件数と当該情報の共有策及び実務上の対応状況（返品・返金等）を教示願います。	事業者には、個別の被收容者に係る情報をお伝えする予定はありません。

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
69	10	29	1 2	<p>既決被収容者についても、受刑者本人が接触を拒否する場合、又は、受刑者本人の改善更生のために支障となると思われるものとの接見や物の授受が禁止されることがあるものと承知しています。令和2年契約に係る現行契約期間中に全国で発生した接見・差し入れ等に係る受領禁止又は接触拒否事案について、施設別件数と当該情報の共有策及び実務上の対応状況（返品・返金等）を教示願います。</p>	<p>既決被収容者に対する差入品について、差入人へ返品するか否かの判断は国側による判断であり、本事業の実施に関する質問ではないと考えます。                      なお、御指摘のような差入品は、原則として国側から差入人に対する返送（引取りの求め）がなされます。</p>
70	10	29	1 2	<p>少年院及び少年鑑別所も本件契約の対象となっていますが、令和2年度契約において、少年施設が利用した年度別、施設別売上状況を教示願います。</p>	<p>公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。</p>
71	10	29	1 2	<p>各矯正施設において、個別契約している各地域の納品業者について、次期事業において、契約を変更することになった場合、経営的に大きなダメージをうける業者もあるのではないかと聞いておりますが、特段の配慮は必要ないのでしょうか。</p>	<p>被収容者の自弁物品及び差入品の販売事業者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に基づき、各矯正施設の長において適切に指定されるものと認識しています。</p>
72	10	29	1 2	<p>各施設の収容者数、職員数をご教示ください。</p>	<p>各矯正施設の被収容者数は、法務省ホームページに「矯正統計年報」及び「少年矯正統計年報」として公表しているデータがありますので、同データで御確認願います。                      また、各矯正施設の職員の定員については、公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。</p>
73	10	29	1 2	<p>契約期間内安定経営を目指す為に、契約形態を業務委託契約のご検討をお願いできないでしょうか。</p>	<p>現時点では契約形態を変更することは想定していません。</p>
74	別紙5業務フロー図	17	1 自弁物品の販売(例)事業者枠	<p>国職員は・・・①Webサイトにログイン②データをインポートするなどし、発注、と事業者枠に記載がありますが、国職員が発注を行うという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。                      なお、本図はあくまで例示であり、より効率的な提案を期待します。</p>

## 仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答

No.	ページ	行目	項目	意見・質問	回答
75	別紙5業務フロー図	17	1 自弃物品の販売 (例) 事業者枠	国職員は・・・①Webサイトにログイン②データをインポートするなどし、発注、と事業者枠に記載がありますが、国職員が発注を行うためのインポートする際のデータはどのような形式（CSV等）を想定されているのか教示願います。	現時点では、PDFデータになることを想定していますが、より効率的な方法がある場合、提案して差し支えありません。
76	別紙5業務フロー図	10	2 書籍及び雑誌の 販売 (例) 事業者枠	国職員は・・・①Webサイトにログイン②データをインポートするなどし、発注、と事業者枠に記載がありますが、国職員が発注を行うという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、本図はあくまで例示であり、より効率的な提案を期待しません。
77	別紙5業務フロー図	10	2 書籍及び雑誌の 販売 (例) 事業者枠	国職員は・・・①Webサイトにログイン②データをインポートするなどし、発注、と事業者枠に記載がありますが、国職員が発注を行うためのインポートする際のデータはどのような形式（CSV等）を想定されているのか教示願います。	現時点では、PDFデータになることを想定していますが、より効率的な方法がある場合、提案して差し支えありません。
78	別紙5業務フロー図	13	3 差入品の販売 (例1・ 差入品購入web サイト構築の例) 被収容者 枠	郵送等の差し入れにかかる不許可の件数及び割合を教示願います。	郵送差入に係る差入諾否の判断は国側によるものであり、本事業の実施に関する質問ではないと考えます。

※類似した質問などついて、質問の趣旨に則って統合や所要の修正等を加えている場合があります。また、事業者の提案やノウハウ等が容易に推測できると判断した質問についても必要な修正等を加えている場合があります。